

## インターネット適性診断システム機器に関する貸出規約

一般社団法人 兵庫県トラック協会

## (目的)

**第1条** この規約は一般社団法人兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)が、自動車事故防止対策の一環として適性診断の促進を図るため、兵ト協に所属する会員事業者(以下「会員」という。)に対して独立行政法人自動車事故対策機構が運営するインターネット適性診断システム(以下「適性診断システム」という。)を利用するための機器(以下「機器」という。)の貸出について必要な事項を定める。

## (機器の貸出)

**第2条** 兵ト協は貸出を希望する会員に対し、次に掲げる機器を無償で貸出する。

- (1) デスクトップ型パソコン(ディスプレイ含む)1式
- (2) 印刷用プリンター(予備インク含む)
- (3) 適性診断を使用するに当たって必要な機器及び物品(音響機器、カメラ、ハンドル、ペダル含む)
- (4) 専用ケース 2個

## (貸出期間等)

**第3条** 機器の貸出は会員からの申込み順に受付するものとする。ただし、申込み状況によって兵ト協で貸出日程を調整することがある。

2 機器の貸出期間は最長2か月とし、1事業年度における申請は1会員につき1回を限度とする。ただし、受診予定者数が15名以下の場合の貸出期間は1か月とする。

## (提供するサービス)

**第4条** 機器により提供するサービスは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 適性診断システムによる適性診断受診
- (2) 適性診断システムによる適性診断受診結果に係る適性診断票の印刷
- (3) 適性診断システムによる適性診断受診結果に係る指導要領のデータ(希望者に限る)

## (機器の貸出手続き等)

**第5条** 貸出を希望する会員は、事前に兵ト協ホームページにて最新の貸出状況を確認の上、第1号様式「インターネット適性診断システム機器貸出申込書」(以下「申込書」という。)により、兵ト協へ申込みものとする。

2 兵ト協は前項の申込書のほか、必要に応じ参考となる資料について提出を求めることができる。

3 兵ト協は第1項の申込みがあったときは、速やかにその内容を精査し、条件に適合すると認められたときは、兵ト協から会員へ第2号様式「インターネット適性診断システム機器貸出承認通知書」を通知する。

4 前項の機器の貸出の承認を受けた会員は、兵ト協が機器の保守管理等、業務の一部を委託する会社(以下「委託先」という。)の担当者として日程及び設置場所等の調整を行う。

### (借受者の責務)

**第6条** 借受者は、借り受けた機器を損傷、滅失又は紛失させないよう善良な管理者の注意をもって適切に使用、管理及び輸送を行わなければならない。

2 借受者は機器を損傷、滅失又は紛失をさせたときは、速やかに委託先及び兵ト協へその旨を届け出なければならない。

### (借受者の禁止行為)

**第7条** 借受者は次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 第4条に規定するサービス以外の機器の使用
- (2) 機器の改造又は改変
- (3) 機器に導入されているソフトウェアの複製、複写又は改変
- (4) 機器の転貸、前号の行為により取得したものの貸与又は譲渡
- (5) 第三者へのサービス利用の提供
- (6) 兵ト協及び委託先の許可なく、貸出機器を設置場所から移動又は持ち出すこと

### (機器の使用停止又は制限)

**第8条** 兵ト協は、借受者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、借受者に対して機器の使用を停止又は制限することができる。

- (1) 機器を不正使用したとき
- (2) 協会が指示した必要な措置を講じないとき
- (3) 機器を法令又は公序良俗に反する目的で使用したとき

### (障害発生時の対応)

**第9条** 借受者は、機器の機能に異常を認めたときは、委託先に対し直ちにその旨を通知するものとする。ただし、当該異常が委託先の休業日及び開業時間外に発生したときには、翌開業日に速やかに連絡するものとする。

### (損害負担)

**第10条** 借受者が、第6条から第8条の規定に反し又は借受者の責により生じた機器の損傷については、機器の修理等に必要費用は借受者が負担しなければならない。

2 借受者の責にならない損傷については、その修理費用等は兵ト協が負担する。

### (その他)

**第11条** この規約に定めのない事項については、兵ト協と借受者との間で別途協議の上決定する。

## 附則

この規約は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

- 令和 5 年 2 月 1 日改正 (機器の貸出)第 2 条 3 項  
(機器の貸出手続き)第 4 条 3 項・4 項  
(借受者の禁止行為)第 6 条 2 項  
(障害発生時の対応)第 8 条
- 令和 7 年 3 月 1 日改正 (目的)第 1 条  
(機器の貸出)第 2 条 1 項・2 項・3 項  
(貸出期間等)第 3 条 1 項・2 項・3 項  
(提供するサービス)第 4 項  
(機器の貸出手続き等)第 5 条 1 項・2 項・3 項・4 項  
(借受者の責務)第 6 条  
(借受者の禁止行為)第 7 条 1 項・2 項  
(機器の使用停止又は制限)第 8 条  
(障害発生時の対応)第 9 条  
(損害負担)第 10 条 1 項・2 項  
(その他)第 11 条
- 令和 8 年 3 月 1 日改正(借受者の禁止行為)第 7 条(6)